参考 行政改革に向けた取組

- 経済情勢が不透明な中、本県の財政状況は依然として厳しく、県では第五次行革大綱(平成 22~26 年度)において「知的財産等の適切な権利化や企業への移転・活用などを推進する」 こととしている。
- 県有特許*の保有件数・技術移転件数は、旧プランを策定した平成 16 年度以降、順調に増加してきたが、平成 19 年度以降はほぼ横ばいで推移。



データから見る知財

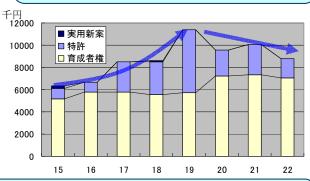
- ・県の実施料収入は、平成 19 年度をピークとして減少。
- 特許権利用率*は41.4%(平成22年度末)と、民間企業の平均53%を下回る。

県有知財の保有数と技術移転(実施契約)件数



県有知財の実施料収入







県有知財の保有・実施契約状況(前プラン策定前と、平成22年度末の比較)

		15年度末			22年度末			
		保有状況		実施	保有状況		実施契約数	
		総数	登録数	契約数	総数	登録数	現数	累計
特許	環境調査センター				2	(0)		
	発達障害研究所				4	(1)		
	衛生研究所	1	(1)	3	4	(2)	5	5
	産業技術研究所	63	(23)	7	74	(36)	21	38
	水産課	1	(0)		1	(1)	1	1
	農業総合試験場	20	(10)	17	13	(6)	27	43
	水産試験場				2	(0)		
	森林・林業技術センター	1	(0)		1	(0)		
	がんセンター	16	(5)	1	55	(15)	5	9
合計		102	(39)	28	156	(61)	59	96
育成者	農業総合試験場	25	(17)	48	34	(27)	68	130
	水産試験場				1	(0)	1	1
	森林・林業技術センター	2	(2)	2	2	(2)	2	2
合計		27	(19)	50	37	(29)	71	133

※保有数は出願中を含む(登録数は内数)



➡ 真に有用性のある知財^(※)の創出を積極化するとともに、知財の流通を一層強化する。

(※): 県内企業の利活用が見込める、あるいは、社会に貢献することが明らかな知財

▶ 未活用知財の削減を進めるなど、県有知財の更なる効率的な管理を推進



県有特許: 県の試験研究機関において創出された特許等。企業との共同研究によるものを除き、多くは県内企業に有利な形で広く公開されている。http://www.pref.aichi.jp/0000006634.html

特許権利用率:特許権の所有件数(持ち分比率のあるものはその比率分)のうち、実施許諾又は自らが利用しているものの率。

●県有知財の流通促進

- ○知的所有権センターに県有知財流通の専門員を新たに配置し、全 公設試の知財情報の管理を集約した上で、情報発信や活用を支援 (新規)
- ○各公設試及び研究者は、専門**誌への投稿や論文発表、各種展示** 会、ウェブや窓口等を通じた広報活動に努める
- ○「知の拠点」において、各公設試が有する知財の共同発表会を行う など、**部局横断の広報活動を展開**
- ○公設試及び新たな知財総合支援窓口において、実施契約先の中 小企業等に対し、事業化や商品化へのサポートを行う(一部新規)
- ○知財流通を目指した**外部技術移転データベースの積極活用**(新規)

ライフサイエンス分野の研究開発に利用できる特許を集めたリサーチツールデータベース(H21~)、研究開発段階において、無償で利用できる特許を集めた科学技術コモンズ(H22~)など、技術移転データベースが運用を開始。

●県有知財の更なる効率的管理の推進

- ○各部局は、公設試が開催する知財審査会に知財専門家等を参加させた上で、市場性等を厳格に評価し、権利化の可否を判断する仕組みを構築(新規)
- ○登録後一定期間経過し、契約に至っていない知財(既登録済分を含む)については、原則として権利を放棄するなど、知財管理の更なる効率化を推進

本県の知的財産出願等取扱指針では、「社会・産業の発展に寄与」、「社会・産業での活用が見込まれること」を、権利化の判断基準としている。

特許等の維持管理費は、1~3年、 4~6年、7~9年、10年~と、段階 的に増加する仕組みとなってい る。

●公設試の知財力強化、職員の知財意識の向上

- ○公設試所管部局において、「知財管理責任者」を指名。知財管理 者連絡会議の定期的な開催・活性化(新規)
- ○知的所有権センターや新たな知財総合支援窓口等から、公設試に対し、知財専門家(知財アドバイザー、弁護士、弁理士等)を派遣(新規)
- ○公設試研究者及び本庁担当課室の職員を対象とした知財研修 の実施

知的所有権センターや新たな知 財総合支援窓口では、各種相談 に対応できる専門家の派遣(弁護 士、弁理士、その他専門家の派 遣)を通じて、各公設試の適切な 知財管理を支援。

目標

県有知財の流通促進

➡県有特許の特許権利用率60%(平成22年度実績:41.4%)

県有知財の新規実施契約件数

→年間25件(平成22年度実績:20件)

県有知財の流通に向けた知的所有権センターによる企業訪問

→年間100件(新規)



次世代モノづくり技術の創造・発信の拠点「知の拠点」

愛知県では、愛・地球博記念公園(モリコロパーク)隣接地において、次世代モノづくり技術の創造・発信拠点となる「知の拠点」づくりを進めています。

この「知の拠点」では、産学官による共同研究開発の場となる「先導的中核施設」や、ナノテクノロジー(超微細技術)の研究開発に欠かせない最先端実験施設である「シンクロトロン光利用施設」を整備するとともに、テーマと期間を定めた戦略的な共同研究開発プロジェクト(重点研究プロジェクト)を実施することにより、地域企業の研究開発や技術力の強化、若手研究者の人材育成などを図ります。

先導的中核施設

1 研究開発機能

大学等の研究成果を企業の製品化につなげる 研究開発

2 研究成果の活用支援機能

中堅・中小企業における試作・評価の支援

3 高度計測分析・評価機能

高度かつ汎用的な計測分析・評価機器を開放 上記の3つの機能を踏まえた

科学技術の普及啓発、技術人材の育成



先導的 中核施設 (橋渡し)

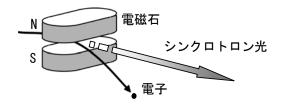
企業の 製品化



中部シンクロトロン光利用施設(仮称)

「シンクロトロン光」とは、真空中で光速に近い速度に加速された電子を、強力な磁場(電磁石)で曲げた際に発生する「光」のことです。通常分析に使われる光源に比べて、1 千倍から100万倍も明るく、1 台の装置で様々な分析が可能となる「夢の光」とされています。

中部シンクロトロン光利用施設(仮称)は、産業利用を主な目的として、産学官が共同で整備・利用する施設であり、中小企業や初心者の利用を想定した、技術サポートや受託分析なども実施します。





先導的中核施設は平成23年度に、中部シンクロトロン光利用施設(仮称)は24年度に、それぞれ供用が開始される予定です。

また、重点研究プロジェクトでは、3 つの分野(素材加工、早期診断、食品検査)の研究を開始し、将来の豊かな県民生活につながる未来の技術を作り出していきます。

この「知の拠点」づくりは、愛知の強みであるモノづくり技術を一層強化するとともに、この地域が元気であり続けるための取組として、今後とも着実に推進していきます。